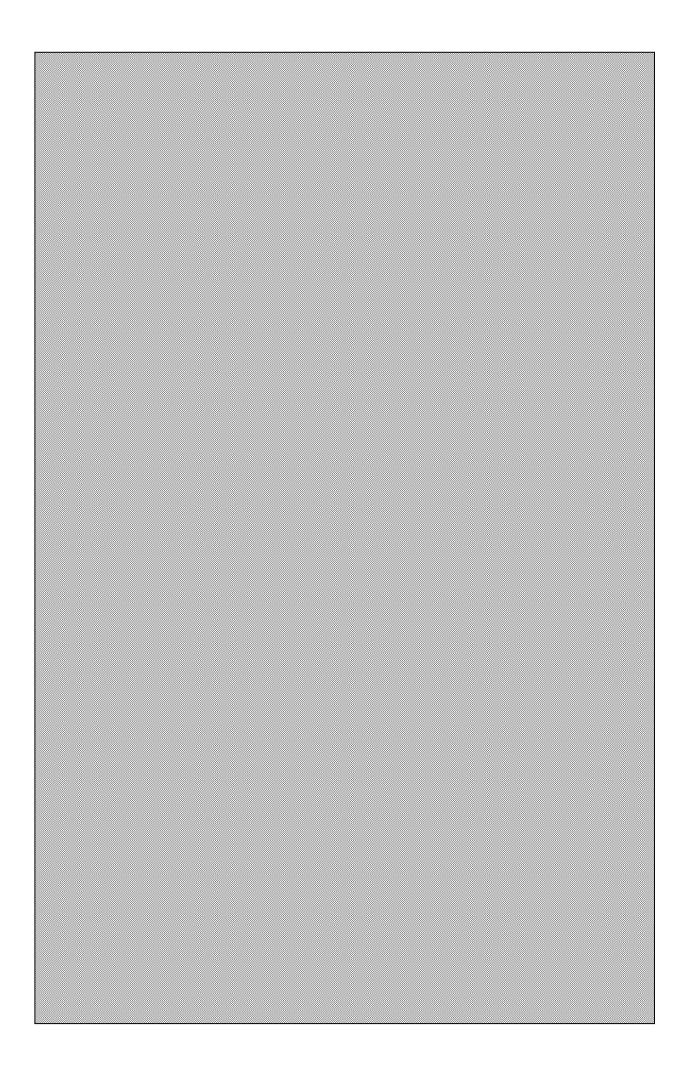
※ 指示があるまで問題を開かないでください。

令和4年度 専門系専門試験問題 (法律)

令和4年5月1日(日)実施

注意事項

- 1 問題は6分野あります。4つの分野を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、<u>必ず1間につき1枚</u>を使用し、<u>専門区分、受験番号及び氏名を</u> 記入してください。
- 3 解答用紙の選択問題欄は、**選択した問題番号に○印をつけてください**。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は60分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、**解答用紙は白紙でも必ず提出** してください。



No. 1 憲法

以下の問1及び問2に答えよ。

問 1 司法権に関する次の文章について、 $\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$
ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。
憲法第 76 条第 1 項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設
置する」ア 裁判所に属する」と定めている。
ここにいう司法とは、「 イ 的な争訟について、法を適用し、宣言することによって
これを裁定する国家の作用」だと考えられてきた。
そして、司法権の範囲について、明治憲法は、 ウ 裁判および エ 裁判のみを「司
法権」として <u>オ</u> 裁判所に属せしめ、 <u>カ</u> 事件の裁判は、 <u>オ</u> 裁判所とは別系統の
カ 裁判所の所管とした。
これに対して、日本国憲法は、カー事件の裁判も含めてすべての裁判作用を「司法権
とし、これを オ 裁判所に属するものとした。この趣旨は、憲法第 76 条第 2 項が、
キ 裁判所の設置を禁止し、 カ 機関による ク 裁判を禁止しているところに、示
されている。
司法権の概念の中核をなす「【イ】的な争訟」という要件は、【イ】的事件性(または事
件性)の要件と言われることも多い。裁判所法第 3 条の「一切の法律上の争訟」も同じ意味
である。判例は、「法律上の争訟」の意味について、①当事者間の イ 的な権利義務な
いし法律関係の存否(「エー裁判で問題となる刑罰権の存否を含む)に関する紛争であって
(したがって、原則として自己の権利または法律によって保護される ケ の侵害という
要件が必要とされる)、かつ、②それが法律を適用することにより コー的に解決するこ
とができるものに限られる、と説明している。

- 問2 司法権の限界について、次の問に答えよ。
 - ① 裁判所法第3条は、「裁判所は、<u>日本国憲法に特別の定</u>のある場合を除いて一切の法 律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」と規定するが、下 線部について2つ挙げて簡記せよ。
 - ② 統治行為について説明したうえで、問題となった最高裁判所判例の事案を2つ挙げ、その事案及び判断について簡潔に説明せよ。

No. 2 行政法

以下の問1及び問2に答えよ。

問1 行政行為の取消し・撤回に関する次の文章について、 アー~ コーに入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。
行政行為が取り消される場合には、行政不服申立てや取消訴訟による争訟取消しの場合の
ほか、アヤイなど行政機関が職権で行政行為を取り消す場合がある。これを職権
取消しという。一般に、職権取消しは、行政庁が、 ウな行政行為の効力を エに失
わせて、正しい法律関係を回復させることをいう。
これに対して、行政行為の撤回とは、行政行為のオな成立後、公益上の理由が生ず
るなどの カ な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった
場合に、これを「キ」に無効とすることである。
取消しと撤回は、法律上は、ともに「取消し」と表記されるのが通例であるため、理論上
両者を区別する必要がある。行政手続法上 ク が必要とされる「許認可等を取り消す」
不利益処分についても、取消し、撤回が含まれると解されている(同法第 13 条第 1 項第 1
号イ)。
また、行政行為の職権取消しにつき法律の特別の根拠は(Ⅰ)である。なぜならば(Ⅱ)
からである。これに対して <u>行政行為の撤回</u> は、特別の法的根拠が必要か否かについては学説
上争いがある。たとえば ケ 行政行為の撤回はその相手方にとって コ 行為そのもの
であるから、法律の根拠が必要であるという見解がある。
なお、行政行為の撤回については、「イ」のみが撤回権者であり、「ア」には撤回権が

【語群】

ないのが原則と考えられている。

a. 違法	b. 監督庁	c. 処分庁	d. 後発的	e. 授益的	f. 将来的
g. 侵害的	h. 遡及的	i. 聴聞	j. 適法	k. 弁明の機会	の付与

間 2

- ① 問1本文中の(I) に「必要」または「不要」の語句を入れ、(II) に入れるべきその理由となる文章を答えよ。
- ② 問1本文中傍線部の<u>行政行為の撤回</u>に関し、以下の文章の(Ⅲ)に「可能」または「不可能」の語句を入れ、(Ⅳ)(V)に入れるべき文章を答えよ。

「最高裁判所は、実子あっせんを行った医師に対する旧優生保護法の指定医師の撤回の可否につき、法令上明文の規定がない場合、撤回は(III)と判断した(最判昭和 63 年 6 月 17 日)。これは、(IV) よりも(V) を考慮したといえる。」

No. 3 刑法

以下の問1及び問2に答えよ。

問1 責任に関する次の文章について、
だし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。
責任は、 $oxedown oxedown$ 、 $oxedown oxedown oxean oxan oxean oxan oxean oxean oxean oxan oxean oxan oxa$
この責任の本質は ウ 可能性である。例えば、殺人罪(刑法第199条)の場合、殺人を
行わないこともできたのに、あえて人を殺したがゆえに、行為者をしてきるのである
そして、 ウ 可能性は、行為者の エ の自由を前提としており、刑法は、責任能力
が欠ける場合として、 $\boxed{}$ (刑法第 39 条第 1 項) と $\boxed{}$ 歳に満たない者 (刑法第 41
条)の行為は罰しないとしている。なお、 キ (刑法第39条第2項)の行為は、その刑
を減軽する。 オー・ キーの判断は専ら クーに委ねられているとされる (最決昭和 59
年7月3日など)。
行為者に責任、つまり ウ 可能性が認められるためには、 ケ のときに故意または
過失がなければならない。これを「ケ」と責任の「コ」の原則という。この点で問題とな
るのが <u>「原因において自由な行為」の理論</u> である。

- 問2 問1本文中下線部の「原因において自由な行為」の理論について、次の問に答えよ。
 - ① 「原因において自由な行為」の理論とはどのようなものか、以下の【事例】を用いつつ説明せよ。

【事例】

X は、A を殺すことを決意し、勢いをつけるために大量の酒を飲み、単なる泥酔を超えて病的に酩酊した後、殺意をもって A の腹部を包丁で刺し、A を死亡させた。

② 間接正犯類似説を踏まえ、上記【事例】Xに責任を認めることができるか説明せよ。

No. 4 民法

以下の問1及び問2に答えよ。

間1 即時取得に関する次の文章について、 ア 〜 コ に入る適切な語句を記入せよ
ただし、 ケー・コーについては、その後の () 内のいずれかの語句を選択して
答えよ。なお、同じ語句を何回使用してもよいものとする。
相手方との取引を通じて動産を取得しようとする者は、取引の相手方が動産につき権利を
有しているかどうかを判断するには、通常、アという事実状態をよりどころにするし
かない。しかも、動産取引は、世の中で頻繁かつ迅速におこなわれるのが常態である。動産
を取得しようとする者に、相手方の権利を周到に確認するように求めたのでは、動産取引が
立ち行かなくなる。そこで、民法は動産取引にあたり、相手方の「イ」をみてこの者が権
利者だと信頼して動産を取得した者は、その信頼が合理的なものである場合には、たとえ相
手方が ウ であったとしても、取引により取得した動産上の権利を取得するとした(民
法第 192 条)。
即時取得の要件は、(1)動産であること、(2) エ 行為による取得であること、(3)相手方
が オ であること、(4)動産の引渡しがなされたこと、(5) カ の取得が キ ・
即時取得が認められたときには、その効果として、当該動産上の権利を「ケ」(原始取
得・承継取得)する。また、動産所有権以外の権利の即時取得は コ (できる・できな
関2 関1 木文中下線郊「即時取得の悪化」について

- 問2 問1本文中下線部「<u>即時取得の要件</u>」について、
 - ① (1)動産であることに関し、動産であっても即時取得が認めらないものの具体例を 1つ答えよ。
 - ② (4)動産の引渡しがなされたことに関し、占有改定とはどのような内容か、及び、最 高裁判所が占有改定による即時取得を認めているか否かについてその理由とともに説 明せよ。

№.5 刑事訴訟法

以下の問1及び問2に答えよ。

				1		
問1 自白に関する次の		<u> </u>		1		
から選び、その記号	かを記入せよ	、。ただし、	同一の記号	片には同一の	語句が入る	,ものとする。
憲法第 38 条第 2 項を						
禁された後の自白その個	也アに	されたもの	でない疑の	ある自白」の	D <u>イ</u> は	:否定される。
つまり、自白のイ	が認められる	るためには	、ア性	が要件となる	る(刑事訴	訟法第 319
条第1項)。						
自白の ウ 法則とり	は、裁判所だ	が自白だけ	で被告人に	対してエ	心証を抱	」いたとして
も、他にエを証明で	する証拠がれ	なければ、	オー判決	を宣告すべる	きだとの考	え方である
(刑事訴訟法第 319 条第	第2項)。公	:判廷に顕出	された証拠	上の カ は、	、裁判官の	キな判
断に委ねられるという、	いわゆる	ク 主義	(刑事訴訟	法第 318 纟	条) に対し	て、自白の
ウ 法則は例外をなし	ているとい	ヽえる。				
検察官が自白と引き拗	ぬえに起訴獲	首予の処分を	となしうる旨	〒の発言をし	て、これを	ご受けて被疑
者が自白するように、恩	具と引き換	ぬえに自白を	とすることを	★、講学上、	約束による	自白と呼ぶ。
最高裁判所(最判昭和4	1年7月1	日) は、そ	のイを	ケーした。)	
なお、違法な手続過程	星での自白オ	が問題とさ	 れる場合に	は、コー	去則の適用	しも考えられ
る。						
【語群】						
a. 違法収集証拠排除	b. 強制	c. 肯定	d. 自由	e. 自由心詞	証 f. 証	拠能力
g. 証明力 h. 適法	i. 伝聞	j. 否定	k. 補強	l. 任意	m. 無罪	n. 有罪

問2 裁判所は、共犯者の供述のみで被告人に有罪判決を宣告できるか。最高裁判所の見解、 及び、それに対する批判について説明せよ。

No. 6 民事訴訟法

以下の問1及び問2に答えよ。

問1 弁論主義に関する次の文章について、 アー~ コーに入る適切な語句を下群】から選び、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るする。	
「弁論主義」とは、裁判における事実の認定に必要な資料の収集および訴訟の場へ	の提出
が、当事者の「権能」でありかつ「責任」であるとする原則である。	
民事訴訟の対象たるアロは「私人間」の権利であり、当事者の自由な処分を	認める
「 イ 」が妥当するので、 ア の判断のための収集と提出についても、	司じく
イ が妥当することに弁論主義の実質的な根拠を求める。	
ーニー 弁論主義の具体的な内容については、これを以下の3つの原則の集合体と理解する	のが、
現在の一般的な考え方である。	
(1) 第1に、「裁判所は、当事者のいずれもが ウ しない事実を、裁判の基礎に	しては
ならない」という原則である。裁判所は、たとえ「エ」の結果からある事実の存	否につ
いて心証を得たとしても、その事実が当事者のいずれかから口頭弁論で ウ さ	れてい
なければ、その事実を基礎として裁判をすることはできないことになる (「 ̄オ	資料
と ウ 資料の峻別」)。	
(2) 第2に、「裁判所は、当事者間で争いのない事実については、 エ なしに裁	判の基
礎にしなければならない」という原則である。当事者間において事実について争	いのな
い状態を「カ」という。口頭弁論において「カ」された事実は、その内容	どおり
キ を拘束するという意味を持つ。	
(3) 第3に、「当事者間に争いのある事実について エ をするときは、当事者の	申し出
た オ によらなければならない」という原則である。これは、当事者に オ	方法
を申し出る権能を保障するものであると同時に、裁判所が当事者の申出なく	クで
エーを行うことを禁止するものである。	
ところで、 <u>「主要事実」・「間接事実」・「補助事実」</u> のうち、弁論主義が適用さ	れる事
実がどのような事実か。この点について、伝統的な見解は「ケー」のみであると	する。
その理由の1つとして コ の制約の排除が挙げられる。	
【語群】	
a. 間接事実 b. 裁判所 c. 私的自治の原則 d. 自白 e. 自由心証主義	
f. 主要事実 g. 主張 h. 職権 i. 証拠 j. 証拠調べ k. 承諾	
l. 処分権主義	

問2 問1本文中の下線部の<u>「主要事実」・「間接事実」・「補助事実」</u>についてそれぞれ 説明せよ。

